

千葉県宅地造成等の工事に関する行政指導指針（案）

（趣旨）

第1条 この行政指導指針は、宅地造成等の工事の適正な施行を確保するために行う行政指導に関し、その内容となるべき事項を定めるものとする。

（事前相談）

第2条 宅地造成等に関する工事に係る宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の申請しようとする者は、あらかじめ、当該申請内容について知事又は地域振興事務所長に相談するものとする。

（関係市町村長に対する説明）

第3条 宅地造成等に関する工事に係る宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の申請しようとする者は、あらかじめ、当該工事の概要を工事予定地の区域に係る市町村長に対して説明を行うものとする。

（周辺住民への説明会の実施）

第4条 宅地造成等に関する工事の施行に係る土地（面積が3,000㎡以上のものに限る。）の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、原則として宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催する方法により行うものとする。

（溪流等における盛土）

第5条 溪流等における盛土の高さが15mを超える場合は、次の各号に掲げる事項を考慮して、安定性の検討を行うものとする。

- 一 盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた地表水や湧水等の水分調査や、崩壊跡地や土石流跡地、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握することが望ましい。
- 二 盛土量が5万㎡超となる場合は、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）により、二次元の安定計算モデルや計算結果（滑り面の発生位置等）の妥当性について検証することが望ましい。なお、二次元解析（変形解析や浸透流解析等）での評価が適切な場合には、二次元解析を適用する。
- 三 三次元解析を行うためには、より広範囲で数多くの調査・試験等を行い、周辺も含めた計画地の三次元的な地質構造及び地下水特性の把握することが望ましい。

附則 この行政指導指針は、令和7年4月1日から施行する。